

# 平成26年度 指定障害福祉サービス事業者等 に係る集団指導

## 次 第

日時 平成26年8月20日(水)  
午後1:30～4:30(※受付1:00～)  
場所 旭川市宮前通東4155番地30  
旭川市障害者福祉センター  
おびつた 「会議室1」

- 1 開 会
- 2 あいさつ(旭川市福祉保険部指導監査課長)
- 3 指導事項
  - (1) 個別支援計画について
  - (2) 介護給付費等算定時の注意事項について
  - (3) 就労支援事業会計について
  - (4) 非常災害対策について
  - (5) 変更届等提出時の注意事項について
  - (6) 過去の指導事例
  - (7) その他
- 4 閉 会

### 【問い合わせ先】

旭川市福祉保険部

指導監査課(障害担当)

Tel : 0166-26-1111 (内5118)

E-mail: shido-syougai@city.asahikawa.  
hokkaido.jp

# 個別支援計画の作成等について

(日中活動系サービス)

## どうして計画を作らなければならないの？

### ●個別支援計画の作成の根拠

---

- ・指定条例第3条第1項、第62条（準用を含む）
- ・指定基準第3条第1項、第58条（準用を含む）

《参照～資料1》

## どうやって計画を作るの？

### ●個別支援計画作成に係る一連の業務

---

- (1) アセスメント
- (2) 個別支援計画の原案作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 個別支援計画の交付
- (5) モニタリング
- (6) 個別支援計画の見直し

《参照～資料2》

## どうしよう・・・計画を作っていない

### ●個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定

---

- ・100分の95
- ・次に該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する利用者につき減算
  - (1) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
  - (2) 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

《参照～資料3》

## どんな指導があるのか・・・

### ●個別支援計画に係る実地指導等での主な指導事項

---

- (1) 個別支援計画の作成等に係る一連の業務が適切に行われていない。
- (2) 個別支援計画が作成されていない。
- (3) 個別支援計画に位置づけられていないが、加算の請求を行っている。

《参照～資料4》

## どうすれば・・・

### ●個別支援計画に係る今後の対応等

---

- (1) 指定条例（指定基準）及び指定基準解釈通知を確認しよう
- (2) 報酬告示及び留意事項通知を確認しよう
- (3) 厚生労働省が発出している障害福祉サービス等に関するQ&Aを確認しよう

<p>●指定基準          (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準&lt;厚労令171&gt;)</p>	<p>●解釈通知等          (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について&lt;平18障発1206001&gt;)</p>
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)          第3条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、<b>利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)</b>を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。          2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。          3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第三章～療養介護          第四章～生活介護          第五章～          第八章～          第九章～自立訓練(機能訓練)          第十章～自立訓練(生活訓練)          第十一章～就労移行支援          第十二章～就労継続支援A型          第十三章～就労移行支援B型          第十四章～共同生活援助</p>
<p>(従業者の員数)          第50条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。          一～三 (略)          四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数          イ 利用者の数が60以下 1以上          ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上          2～5 (略)          6 第1項第四号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。          7 (略)</p>	<p>第四 療養介護(4) サービス管理責任者(基準第50条第1項第4号)          サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、<b>適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者</b>であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。          第五 生活介護(4) サービス管理責任者(基準第78条第1項第3号)          指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)を参照されたい。なお、サービス管理責任者との職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。          指定生活介護事業所の従業者は、<b>原則として専従でなければならない</b>、職種間の兼務は認められるものではない。<b>サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</b>          ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、<b>サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</b>          なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。          また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置</p>

(管理者)

第51条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定療養介護の取扱方針)

第57条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第58条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

(例) 利用者の数が20人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合

(7) 管理者(基準第51条)

① 管理者の専従

指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合
- イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

(6) 指定療養介護の取扱方針(基準第57条)

- ① 基準第57条第2項に規定する支援上必要な事項とは、指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。
- ② 同条第3項は、指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(7) 療養介護計画の作成等(基準第58条)

① 療養介護計画

基準第58条においては、サービス管理責任者が作成すべき療養介護計画について規定している。

療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。

また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

- 第59条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
  - 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(管理者の責務)

- 第66条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること
- イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること
- ウ 利用者へ当該療養介護計画を交付すること
- エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。)を行うこと

(8) サービス管理責任者の責務(基準第59条)

- サービス管理責任者は、療養介護計画の作成のほか、次の業務を担うものである。
- ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと
  - ② 指定療養介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと
  - ③ 他の従業者に対して、指定療養介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(15) 管理者の責務(基準第66条)

- 指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

**① アセスメント**

（面接して、利用者のニーズ、課題等の把握を行う）

↓ （例）・利用者の生活歴、家庭環境、ニーズ、直面している課題などの把握

↓

**② 個別支援計画の原案作成**

（利用者の意向、総合的な支援方針、課題、目標、達成時期、サービス提供上の留意事項）

↓ （例）・ニーズ、課題にマッチングした支援内容の設定

↓ ・短期目標、長期目標の設定

↓ ・支援内容の具体的設定（週計画、作業時間、作業内容、作業期間、担当者）

↓

**③ サービス担当者会議**

（個別支援計画の原案に対して、サービスの提供に当たる担当者等を招集して意見を求める）

↓ （例）・個別支援計画に位置づけた支援内容に係る担当職員の役割を明確化

↓ ・サービス担当者会議の会議録の作成

↓ ・個別支援計画の原案を適宜修正

↓

**④ 利用者への説明等**

（個別支援計画の原案の内容について利用者に説明し、文書により利用者の同意を得る）

↓

**⑤ 個別支援計画を利用者へ交付**

↓ （例）・個別支援計画を利用者へ交付した際に、受領確認を求める。

↓

**⑥ モニタリング、個別支援計画の見直し**

（個別支援計画の実施状況の把握、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討※）

※検討は少なくとも6月（自立訓練、就労移行支援は3月）に1回以上行う

↓ （例）・個別支援計画に対するサービス提供状況を定期的に評価

↓ ・計画目標に対する達成度を定期的に評価、再アセスメントの実施

↓

**⑦ 必要に応じて個別支援計画の変更**

→②へ

∧

利用開始にあたり、個別支援計画等の作成が間に合わないときは、暫定の個別支援計画を作成し、利用者に説明、同意を得て交付すること。

（※暫定の個別支援計画～サービス提供に最低限必要なサービスの具体的内容、留意事項を定めたもの）

●報酬告示

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

注5 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。))又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。))が作成されていない場合

1.00分の95

第11 自立訓練(生活訓練)

1 生活訓練サービス費(1日につき)

注6

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費(1日につき)

注5

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

注4

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

注5

●留意事項通知

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について<平18障発1031001>)

(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- ① 対象となる障害福祉サービス  
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、共同生活援助
- ② 算定される単位数  
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- ③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- ④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い  
具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。  
(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。  
(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- ⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

-----  
(1) 個別支援計画の作成等に係る一連の業務が適切に行われていない。

- 例① アセスメントが(十分に)行われていない。(アセスメント記録がない。)
- ② 個別支援計画の原案が作成されていない。(個別支援計画の原案を作成した記録がない。)
  - ③ 担当者会議が行われていない。(担当者会議を実施した記録がない。)
  - ④ 個別支援計画の原案について利用者に説明を行っていない。(説明を行った記録がない。)
  - ⑤ 個別支援計画を利用者に交付していない。(希望者のみに交付している。)
  - ⑥ モニタリングが行われていない。(モニタリングを実施した記録がない。)
  - ⑦ 個別支援計画の見直しの可否を定期的に判断していない。(見直しを検討した記録等がない。)
  - ⑧ 必要に応じて個別支援計画を変更していない。(目標達成していても理由なく継続している。)
  - ⑨ 個別支援計画とサービス提供の内容が一致していない。(再アセスメントが行われていない。)

-----  
(2) 個別支援計画が作成されていない。

- 例①～暫定計画作成後、本計画を作成していない。
- ②～暫定計画も本計画も作成していない。

-----  
(3) 個別支援計画に位置づけられていないが、サービス費や各種加算の請求を行っている。

- 例① ~
- ② ~訪問支援特別加算、食事提供体制加算、延長支援加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、施設外就労加算 など
-



## 就労支援の事業の会計（就労支援事業会計）の基本と注意点

### 1 基本的な考え方

#### (1) 就労支援事業会計について

「就労支援の事業の会計処理の基準」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）において、

- 就労支援事業のいずれかのみを実施する事業所（多機能型事業所以外）

就労支援事業に関する経理を区分

- 多機能型事業所

各指定事業所毎に経理を区分し、並びに各就労支援事業毎にサービス区分を設ける

こととなっており、（※1）

「就労支援事業事業活動計算書」（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成するとともに、複数の就労支援事業所等を運営する場合には、併せて

「就労支援事業事業活動内訳表」

を作成することとなっています。

また、就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、

「就労支援事業別事業活動明細書」（就労支援事業別損益計算書、就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。）を作成することとなっており、

また、原価管理の観点から、「就労支援事業別事業活動明細書」の明細表として、

「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販管費明細書」

を作成するものとされています。

なお、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できるとされています。

（※1）具体的には、「指定基準」に基づく訓練等給付費等（利用料）に係る会計と「就労支援事業会計処理基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。

#### (2) 工賃について

工賃については、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」とこととされているため、剰余金や不足金は発生しないことを原則としています。（剰余金を翌年度以降に繰り越すということ出来ず、毎年必ず収支差額が生じないことを原則としています。）

#### (3) 対象事業の範囲

- ① 就労移行支援、② 就労継続支援A型、③ 就労継続支援B型

は、各就労分野別の経理と工賃総額の適切な算定を図る観点から、「就労支援事業会計処理基準」を導入する必要があります。（指定障害者支援施設の場合も含む。）

なお、生活介護において生産活動を行う場合、「就労支援事業会計処理基準」の適用に関しては、事業者の任意となっていますが、「就労支援事業会計処理基準」を適用しない場合にも、指定基準により「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を工賃として支払う」とこととされていますので、自立支援給付費収入によって賄うべき経費と生産活動の収入によって賄うべき経費を適切に区分して収入と経費を経理したものを作成し、これをもとに工賃を適正に支払う必要があります。

また、自立訓練の生産活動によって得られた収益についても同様の考え方です。

※社会福祉法人については、社会福祉法人会計基準の定めるところによります。

### 2 会計処理についての注意点

#### (1) 収入は適正に計上されていますか

- ① 就労支援事業収入に利用料（訓練等給付費）が計上されていませんか。

- ② 就労支援事業収入に寄付金、会費等就労支援事業の収入ではないものが計上されていませんか。

#### (2) 支出は適正に計上されていますか

- ① 人件費～ 人員基準を超えて専ら就労支援事業に従事する職業指導員について、就労支援事業の経費として計上していますか。（Q&A-63, 64）

- ② 材料費～ 原材料を必要とする事業の場合、経費として計上していますか。

- ③ 共通経費の按分～ 就労支援事業、その他の事業に係る共通経費について按分されていますか。

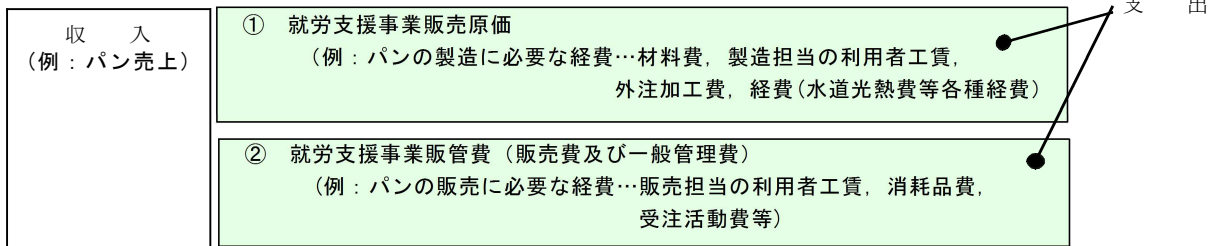
※ 按分方法は、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）に準じるが、これにより難しい場合は事業所の実態に即した合理的な方法とすることができる。（Q&A-57）

- ④ 減価償却費の計上～ 就労支援事業で使用する固定資産の減価償却費が経費として計上されていますか。（詳細はQ&A-67, 68）

### 3 具体的な考え方

#### (1) 原価計算の実施と適切な工賃額の算定

支出は、主に ①製品を製造する経費（就労支援事業販売原価）、②製品を販売する経費（就労支援事業販管費）に大別されます。



- ①就労支援事業販売原価＝期首製品棚卸高＋製造原価（材料費＋労務費＋外注加工費＋経費）  
－期末製品棚卸高  

利用者工賃を含む

利用者工賃を含む
- ②就労支援事業販管費＝労務費＋経費

※ ①と②の合計がパンを製造販売するのに必要となる費用になります。この費用をもとに、目標工賃額等を踏まえた販売価格の設定を行い、収支を試算して利用者工賃額を設定（または変更）することになります。

＜例＞ パンを製造し、販売する場合（1年間で1,000個生産販売する予定）  
 ①販売原価が1個80円（材料費30円、労務費(工賃)30円、経費20円）  
 [80,000円（1,000個×@80円）]  
 ②販管費が年間20,000円（労務費(工賃)12,000円、消耗品費8,000円）  
 の場合における、販売価格及び工賃の設定例。

#### 【就労支援事業会計の予算策定時】

①80,000円＋②20,000円＝100,000円 100,000円÷1,000個＝100円

よって、1個100円以上の価格設定が必要。これをもとに、目標工賃等を勘案し、実際の販売価格を設定（例：200円）する。

※ 200円とした場合：予定どおりの販売数に達すれば100円(差額)×1,000個＝100,000円を当初設定した工賃総額に上乗せ反映することができることになる。

※ 予定販売数に達しなければ、工賃原資が予算よりも減少するため、余裕を持った工賃等の設定をすることが必要。

#### 【事業年度終了時】

〈 販売実績が600個だったため、販売予定数(1,000個)を400個下回った場合 〉

収入) 販売価格@200×600個＝120,000円

支出) ①80円×600個＋②20,000円＝68,000円

収支差額 52,000円

販売予定数を達成できなかったため、当初100,000円の工賃上乗せ原資が52,000円となった。仮に、年度当初から100,000円分工賃に上乗せしていた場合、決算において48,000円の不足が生じていたことになる。

※ 収入を過大に見積もらずに就労支援事業会計の予算を策定することが必要となる。

〈 販売実績が1,500個だったため、販売予定数(1,000個)を500個上回った場合 〉

収入) 販売価格@200×1,500個＝300,000円

支出) ①80円×1,500個＋②20,000円＝140,000円

収支差額 160,000円

販売予定数を上回ったので、当初100,000円の工賃上乗せ原資が160,000円となった。剰余金を工賃として支給することとなる。

#### 4 積立金について

##### (1) 工賃変動積立金

一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において計上できます。

- ・各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内

- ・積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

※ 保障する一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃とし、これを下回った年度については、理事会決議に基づき、工賃変動積立金を取り崩して工賃を補填します。

##### (2) 設備等整備積立金

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、当該事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するために、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において計上できます。

- ・各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内

- ・積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

※ この資料は、

- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について

(平成25年1月15日厚生労働省通知)

- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明

(平成25年1月15日厚生労働省事務連絡)

- ・「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ & Aについて

(平成19年5月30日厚生労働省事務連絡)

をもとに作成しています。

※ この資料は、平成26年8月20日に実施される集団指導の資料であり、今後の制度改正等により内容が変更になる場合があります。

平成25年度実地指導 事項別内訳  
(日中活動サービス)

実地指導した事業所件数

生活介護	17
自立訓練(生活訓練)	2
就労移行	9
就労継続支援A型	6
就労継続支援B型	33
合計	67

